

よこそか

第17号

消費生活レポート

今回の話題 携帯やスマホに多いトラブル!

気軽に使える携帯電話やスマートフォン(多機能携帯電話)ですが、思わぬトラブルや詐欺に巻き込まれることがあります。次に挙げるトラブルはその一例にすぎません。これ以外のトラブルにも十分注意が必要です。ご不明な点は、消費生活センターへお問い合わせください。



携帯電話に心当たりのない「100万円あげる」というメールが!?



身に覚えのないメールが届いても、あわてて電話等せずに、届いたメールが特定した内容かどうか、身に覚えがあるかどうか、内容をよく読みましょう。メールの返信を求められても、安易に返信しないようにしましょう。

スマートフォンで無料サイトを見ようとしたらいきなり請求!?



動画サイトの表示で、契約内容の確認・訂正の画面がなく、いきなり請求画示されたのであれば、契約が成立したとは言えません。請求には絶対に応じないでください。もし、電話をかけてしまった場合は、着信拒否設定をしてこれ以上相手と関わらないことです。

子どもがスマートフォンでオンラインゲームをし、高額な請求が!?



子どもにせがまれスマホを持たせたところ、高額な通信料の請求がきて子どもに確認すると、長時間やっていたゲームによるものであることが分かった。このような話は、決して珍しいことではありません。

子どもにスマートフォンを持たせる際は、携帯電話会社が無料で提供している「有害サイトアクセス制限サービス」を利用するなど、しっかりと確認してからにしましょう。



相談窓口(横須賀市消費生活センター)

- 電話 821-1314 (相談専用電話)
- 相談受付時間 月曜日~金曜日 8:30~16:30
(祝日、年末年始の休館日は除く)

※ 対象は横須賀市民のみです

消費生活センターの講座

消費生活センターでは、市民の皆様が、より安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、消費生活の基礎知識をはじめとした、生活していく上での身近な問題をテーマで講座を開催しています。

12月は消費者講座「ためになる年金のおはなし」及び食の安全・安心セミナー「テレビでは話せない 食品安全のうら話」の二講座を開催します。

この機会に、是非ご参加ください。



◇消費者講座

ためになる年金のおはなし



- <と き> 12月1日(火) 13時30分~15時30分
- <講 師> ファイナンシャルプランナー 津路 伸江さん
- <会 場> 市立総合福祉会館5階 視聴覚研修室
(横須賀市本町2-1)
- <定 員> 先着50人(11月11日より 順次電話で受け付けます。)
- <保 育> 対象は1歳以上の未就学児で各先着10人まで。希望者は、講座の1週間前までに、併せてお申し込みください。



◇食の安全・安心セミナー

テレビでは話せない 食品安全のうら話



- <と き> 12月8日(火) 14時00分~16時0
- <講 師> 消費者問題研究所 代表 垣田 達哉さん
- <会 場> 田浦コミュニティセンター 第2・第3学習室
(横須賀市船越町6-77)
- <定 員> 先着50人(11月11日より 順次電話で受け付けます。)

■お申込み先 横須賀市消費生活センター
電話 821-1312

※ 受講対象は横須賀市民のみです

